

# 新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷などをなくしましょう

◎問い合わせ 地域協働課 ☎0561・56・0727

新型コロナウイルスに感染症について、誤った情報や認識に基づく、感染者やその家族、医療従事者などへの不当な差別、偏見、いじめ、SNSでの誹謗中傷などは、重大な人権侵害であり、いかなる場合であっても許されるものではありません。

誤った情報や不確定な情報に惑わされて人権侵害につながることを防ぐよう、お互いを思いやる気持ちをもって、冷静な対応を心がけましょう。



## 誹謗中傷や偏見、差別を防ぐための4つのポイントに気を付けて行動しましょう。

	<p>SNSやうわさに流されず、正しい情報を得る</p>	<p>自他の価値を尊重する</p>
	<p>差別的な言動に同調しない</p>	<p>誰もが感染するかもしれない病気であることを理解する</p>

## 誹謗中傷などの人権侵害に関する相談窓口

もし、人権侵害を受けたと感じた場合は、下記の相談窓口にご相談ください。

相談窓口	連絡先など
人権相談 (町人権擁護委員による相談)	原則第1水曜 午後1時～3時 ☎0561・56・0727 (地域協働課)
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 ☎0570・003・110
インターネット人権相談 (メールによる相談)	<a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a> (パソコン・携帯電話・スマートフォン共通)
SNS人権相談 (LINEによる相談)	LINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録 検索ID: @snsjinkensoudan



## 愛知県が「愛知県新型コロナウイルス感染症対策推進条例」を制定

愛知県は、感染者への人権が損なわれないよう留意する内容を盛り込んだ条例を制定しました。

町も県と共に、感染者への誹謗中傷などの防止に努めます。